

○西南学院役員及び評議員の報酬に関する規程

2012（平成24）年1月20日
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人西南学院（以下「学院」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に対する報酬等について定めるものとする
（理事長及び常任理事に対する報酬）

第2条 理事長及び常任理事に対しては、次に掲げる報酬を支給する。

（1）基本報酬

ア 基本給

イ 市内交通費

（2）特別報酬

ア 理事長月額報酬

イ 期末特別報酬

2 報酬の額は、別表第1による。

3 報酬は、教職員の給与支給日（以下「給与支給日」という。）に支給する。

（役員に対する報酬）

第3条の1 役員に対しては、別表第2の1に基づき報酬を支給する。

2 報酬は、別表第2の1に定める年額を12月で除した額を月額とし、毎月の給与支給日に支給する。

3 報酬の支給は、任期を開始する日の属する月から開始し、任期を満了する日の属する月をもって終了する。ただし、月の中途における就任、退任の場合の報酬の額は、日割りによって計算する。

4 理事会の決議により、理事に特定の業務を委嘱した場合に限り、別表第2の1に掲げる報酬のほか、委嘱する業務に応じて理事会で決定した額を月ごとに分割して支給することができる。

（評議員に対する報酬）

第3条の2 評議員に対しては、別表第2の2に基づき報酬を支給する。

2 報酬は、別表第2の2に定める年額を12月で除した額を月額とし、毎月の給与支給日に支給する。

3 報酬の支給は、任期を開始する日の属する月から開始し、任期を満了する日の属する月をもって終了する。ただし、月の中途における就任、退任の場合の報酬の額は、日割りによって計算する。

（所管部署）

第4条 この規程に関する事務は、総務部人事課の所管とする。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、評議員会において意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017（平成29）年5月25日から施行し、2017（平成29）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。ただし、附則第2項は2025年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 2025年3月31日に在任する役員及び評議員は、任期満了又は退職に該当しない場合であっても、2021年4月1日施行の西南学院役員報酬、評議員日当に関する規程に基づき、2025年3月31日で任期満了となった場合と同様の慰労金を支給する。

別表第1 (第2条関係)

【理事長及び常任理事に対する報酬の額】

| 項目 | 摘要 | 学院外 (非常勤) | | 学院内 |
|------|---------|----------------------------------|--------------------------------------|----------|
| | | 本務者 | 兼務者 | |
| 基本報酬 | 基本給月額 | 398,200円 (大学教員本俸月額表 5級1号俸) | 199,100円 (大学教員本俸月額表 5級1号俸の1/2) | 147,000円 |
| | 市内交通費月額 | 10,000円 (全額課税) | | |
| 特別報酬 | 理事長月額報酬 | 50,000円 | | |
| | 期末特別報酬 | 基本給×専任教職員の期末・勤勉手当支給率 | | |

備考

- 1 理事長又は常任理事が福岡市外に居住する場合、理事会、常任理事会、評議員会及びこれらに準ずる会議等に出席する場合の交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程に準じて計算し、支給する(本学院の教職員を除く)。ただし、交通費は自宅から本学までの区間で計算するものとする。
- 2 業務上出張する場合の交通費、宿泊料及び日当は、西南学院旅費規程に準じて支給する。

別表第2の1 (第3条の1関係)

【役員に対する報酬の額】

| | 理事(学院内) | 理事(学院外) | 常勤監事 | 監事 |
|----|----------|----------|------------|------------|
| 年間 | 180,000円 | 360,000円 | 1,500,000円 | 1,002,000円 |

備考

- 1 理事会、常任理事会、評議員会及びこれらに準ずる会議等に出席する場合の交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程に準じて計算し、支給事由が生じた日の属する月の翌月の報酬支給日に支給する(本学院の教職員を除く)。ただし、交通費は自宅から本学までの区間で計算するものとする。
- 2 業務上出張する場合の交通費、宿泊料及び日当は、西南学院旅費規程に準じて支給する。

別表第2の2 (第3条の2関係)

【評議員に対する報酬の額】

| | 評議員 (学院内) | 評議員 (学院外) |
|----|-----------|-----------|
| 年間 | 60,000円 | 120,000円 |

備考

- 1 評議員会及びこれらに準ずる会議等に出席する場合の交通費及び宿泊料は、西南学院旅費規程に準じて計算し、支給事由が生じた日の属する月の翌月の報酬支給日に支給する(本学院の教職員を除く)。ただし、交通費は自宅から本学までの区間で計算するものとする。
- 2 業務上出張する場合の交通費、宿泊料及び日当は、西南学院旅費規程に準じて支給する。